

群馬大学における学生の在籍及び再入学に関する手続等規程

平成27. 4. 1 制 定
改正 令和 2. 4. 1 令和 2.10. 1
令和 3. 4. 1 令和 6. 4. 1

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬大学学則（以下「学則」という。）及び群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定める学生の在籍（博士課程への進学を除く。）及び再入学に関し、必要な事項を定める。

(転学部、転学科、転類又は転専攻)

第2条 学則第32条の規定により他の学部への転学部をしようとする者は、別紙様式1により在籍する学部長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学則第32条の規定により同一学部内での転学科、転類又は転専攻をしようとする者は、別紙様式1により在籍する学部長を経て、学長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により別紙様式1の提出があった学部長は、学長へ提出する際には、当該学部の教授会の議を経なければならない。

(休学)

第3条 学則第44条第1項及び大学院学則第31条第1項の規定により休学しようとする者は、別紙様式2により在籍する学部、研究科、学府又は学環（以下「学部等」という。）の長を経て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により休学しようとする者の休学の理由が疾病のときは、別紙様式2に、療養予定期間の記載された医師の診断書を添付しなければならない。

3 学期の途中で休学するときの当該学期の履修科目の単位は、原則として認定しない。

4 学則第44条第2項及び大学院学則第31条第2項に規定する疾病のため修学することが適当でないと認められる者は、結核その他の感染症により療養の必要があると認められる者又は健康管理上休養の必要があると認められる者とする。

5 学長は、学則第44条第2項及び大学院学則第31条第2項に規定する休学を命ずるときは、学校医又は専門家の意見を聴かななければならない。

6 学期の途中で休学するときの授業料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程による。

(復学)

第4条 学則第46条第1項及び大学院学則第32条第1項の規定により復学しようとする者は、休学期間の満了日前までに、別紙様式3により在籍する学部等の長を経て、学長に届け出なければならない。

2 学則第46条第2項及び大学院学則第32条第2項の規定により復学しようとする者は、別紙様式4により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

3 学則第46条第2項及び大学院学則第32条第2項の規定により復学しようとする者の休学の理由が疾病のときは、別紙様式4に、修学可能である旨を記載した医師の診断書を

添付しなければならない。

- 4 学期の途中で復学するときの当該学期の履修科目の単位は、原則として認定しない。

(転学等)

第5条 学則第47条及び大学院学則第40条第1項の規定により他の大学若しくは他の大学院へ入学を志願しようとする者又は群馬大学（以下「本学」という。）の他の学部へ改めて入学を志願しようとする者は、別紙様式5により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を得られた者が、他の大学若しくは他の大学院又は本学の他の学部へ入学するときは、本学を退学しなければならない。

(留学等)

第6条 学則第48条第1項及び大学院学則第36条第1項の規定により本学又は学部等と協定を締結している外国の大学等で学修することを志願する者が留学しようとするときは、別紙様式6により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第7条 学則第49条及び大学院学則第34条の規定により退学しようとする者は、別紙様式7により在籍する学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

- 2 学期の途中で退学するときの当該学期の履修科目の単位は、原則として認定しない。

- 3 学期の途中で退学するときの授業料は、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程による。

(除籍)

第8条 学部等の長は、学則第50条第1号、第2号及び第4号から第6号までの規定に該当するときは、学長に速やかに報告しなければならない。

(再入学)

第9条 次の各号に掲げる者が、学則第31条及び大学院学則第38条の規定により再入学をしようとするときは、別紙様式8により在籍していた学部等の長を経て、学長の許可を得なければならない。

(1) 学則第49条及び大学院学則第34条の規定により退学した者

(2) 学則第50条第4号及び第5号の規定により除籍（大学院学則第56条の規定による除籍を含む。）された者

- 2 前項第2号の規定により再入学を願い出るときは、別紙様式8に、除籍時の入学料及び授業料の滞納理由並びに再入学後の納入履行を誓約した書類を、保証人連署の上、添付しなければならない。

- 3 再入学する時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、学務部教務課並びに共同教育学部、情報学部及び理工学部の各事務部並びに昭和地区事務部学務課においてそれぞれ処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項及び第10条の規定は、令和2年度の入学生から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

群馬大学長 殿

保証人氏名

記

[illegible]

年 月 日

電話番号

– 4 –

休 学 願

年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府・学環

学科・類・専攻 年

年度入学 学籍番号

氏 名

保証人氏名

下記の事由により休学したいので許可をお願いします。

記

1. 休学の事由（詳細に）

2. 期 間 自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 月間

3. 休学中の連絡先

〒 住所

電話番号

4. 授業料等の状況（□にレを付ける）

(1) 授業料納入状況※当該年度の状況を記入

本人申告欄（提出日現在）						会計担当確認	
前期	☐ 納入済	☐ 未納	☐ 全額免除	☐ 一部免除 (_____ ヶ月分納入済)	☐ 休学 (_____ 月～ _____ 月)		
後期	☐ 納入済	☐ 未納	☐ 全額免除	☐ 一部免除 (_____ ヶ月分納入済)	☐ 休学 (_____ 月～ _____ 月)		

(2) 奨学金受給状況

本人申告欄	学生支援担当確認	
☐ 有 ☐ 無	印	確認日

- (注) 1. 授業料未納者は、所定の授業料を納入しない場合は、申請することは出来ない。
 2. 疾病の場合は療養予定期間の記載された医師の診断書を添付すること。
 3. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。
 4. 教務担当者は、授業料納入状況及び奨学金受給状況について、各担当者に確認すること。

復 学 届

年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府・学環

学科・類・専攻 年

年度入学 学籍番号

氏 名

保証人氏名

下記の事由により復学しますので届けます。

記

1. 復学の事由（詳細に）

2. 復学年月日 年 月 日

3. 連絡先

〒 住所

電話番号

（注）氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

復学願

年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府・学環

学科・類・専攻 年

年度入学 学籍番号

氏 名

保証人氏名

下記の事由により復学したいので許可をお願いします。

記

1. 復学の事由（詳細に）

2. 復学年月日 年 月 日

3. 休学許可期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4. 連絡先

〒 住所

電話番号

5. 授業料等の状況（□にレを付ける）

(1) 授業料納入状況※当該年度の状況を記入

本人申告欄（提出日現在）						会計担当確認	
前期	☐ 納入済	☐ 未納	☐ 全額免除	☐ 一部免除 (月分納入済)	☐ 休学 (月～ 月)		
後期	☐ 納入済	☐ 未納	☐ 全額免除	☐ 一部免除 (月分納入済)	☐ 休学 (月～ 月)		
						印	確認日

(2) 奨学金受給状況

本人申告欄	学生支援担当確認
☐ 有 ☐ 無	印 確認日

- (注) 1. 疾病の場合は、修学可能である旨を記載した医師の診断書を添付すること。
2. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。
3. 教務担当者は、授業料納入状況及び奨学金受給状況について、各担当者に確認すること。

留 学 願

年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府・学環

学科・類・専攻 年

年度入学 学籍番号

氏 名

保証人氏名

下記の事由により留学したいので許可をお願いします。

記

1. 留学の事由（詳細に）

2. 留学期間 自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 留学先大学名、国・地域

4. 留学先での宿舎（現時点での予定）

- ☐ 学内の学生寮 ☐ 民間のアパート ☐ 知人の家
☐ ホームステイ ☐ その他（ ）

5. 海外留学保険の加入

- ☐ 有 （保険会社名： ）
☐ 無 →留学出発前までに必ず加入すること。

6. 留学中の群馬大学授業料支払

- ☐ 指定口座からの自動引き落とし ☐ 振込による支払
☐ 授業料免除を申請予定

7. 留学中の群馬大学での指導教員（担当教員）

氏 名

8. 留学中の連絡先（日本国内）

〒 住所

氏 名

電話番号

E-mail アドレス

9. 留学先の連絡先（海外）

〒 住所

氏 名

電話番号

E-mail アドレス

（注）氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。

群馬大学長 殿

保証人氏名

学科・専攻

記

1. 事由（詳細に）

[illegible]

2. 連絡先

電話番号

2. 受験の結果については、速やかに各学部の担当係へ報告すること。

退 学 願

年 月 日

群馬大学長 殿

学部・研究科・学府・学環

学科・類・専攻 年

年度入学 学籍番号

氏 名

保証人氏名

記

1. 退学の事由（詳細に）

2. 退学希望年月日 年 月 日

3. 退学後の連絡先

〒 住所

電話番号

4. 授業料等の状況（□にレを付ける）

(1) 授業料納入状況※当該年度の状況を記入

本人申告欄（提出日現在）						会計担当確認	
前期	☐ 納入済	☐ 未納	☐ 全額免除	☐ 一部免除	☐ 休学（ 月～ 月） （ ケ月分納入済）		
後期	☐ 納入済	☐ 未納	☐ 全額免除	☐ 一部免除	☐ 休学（ 月～ 月） （ ケ月分納入済）		
						印	確認日

(2) 奨学金受給状況

本人申告欄	学生支援担当確認
☐ 有 ☐ 無	印 確認日

- (注) 1. 授業料未納者は、所定の授業料を納入しない場合は、願い出することは出来ない。
 2. 氏名、保証人氏名欄は必ず本人が署名すること。
 3. 教務担当者は、授業料納入状況及び奨学金受給状況について、各担当者に確認すること。

群馬大学長 殿

保証人氏名

記

[illegible]

電話番号

2. 群馬大学学則第50条第4号及び第5号の規定により除籍された者は、除籍時の入学科及び授業料の滞納理由並びに再入学後の納入履行を誓約した書類（様式自由）を、保証人連署の上、添付すること。